

公益財団法人日本スポーツ協会公認
神奈川県スポーツ指導者連絡協議会会則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この会則は、公益財団法人神奈川県スポーツ協会（以下「神奈川県スポーツ協会」という。）生涯スポーツ委員会規程16条の規定に基づいて設置された神奈川県スポーツ指導者連絡協議会（以下「本会」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 本会は、スポーツ基本法の基本理念に則して、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のために、公認スポーツ指導者相互の連携と資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議し、神奈川県内のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 地域別及び競技種目別のスポーツ指導者の組織の結成とその連絡調整に関すること
- (2) スポーツ指導者の育成、研修及び資質の向上に関すること
- (3) スポーツ指導者の育成と活用に関する日本スポーツ協会及び神奈川県スポーツ協会の施策に協力推進すること
- (4) スポーツ指導者の交流と情報交換及び広報活動に関すること
- (5) スポーツ指導者の掌握及び県内のスポーツ愛好者、組織からの要請に呼応した指導者の派遣に関すること
- (6) その他本会の目的達成に必要とすること

第2章 組 織

(構 成)

第4条 本会は、日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者（神奈川県登録者）及び各競技団体コーチで本会の目的に賛同し、地域別の「スポーツ指導者協議会」（以下、「地域協議会」という。）に入会手続きを行った者で構成する。

2 本会に、競技種目別部会（以下、「種目別部会」という。）を置く。

3 地域協議会と種目別部会に関する事項は、第15条及び第16条に定めるところによる。

第3章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 理 事 長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理 事 | 35名以内 |
| (6) 事務局長 | 1名 |
| (7) 会 計 | 1名 |

(8) 監 事 2名

(役員の選出)

第6条 各役員は、理事の中から次の方法により選出する。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、会計は、役員選出委員会で推薦し、総会で承認を得る。
- (2) 理事は、次のとおりとする。
 - イ 地域協議会の会長
 - ロ 種目別部会の部会長
 - ハ その他本会会長が推薦し総会で承認された者

(役員の職務)

第7条 役員は、次の職務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長が予め指定した順序に従ってその職務を代行する。また、研修委員会と広報委員会を総括する。
- (3) 理事長は、会長、副会長を補佐し、総会及び理事会の議決に基づき業務を掌理する。また、会長及び副会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 事務局長は、本会の事務的業務を統括し、執行する。
- (6) 会計は、本会の会計処理事務を統括管理する。
- (7) 理事は、総会と理事会を組織し、会務を掌理する。

(役員の任期等)

第8条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 役員は、前項の規定にかかわらず任期満了後であっても、後任者が就任するまではその職務を遂行するものとする。
- 3 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 4 役員に本会の役員たるに相応しくない行為があった場合は、その任期中といえども理事会の議決により解任することができる。
- 5 前項について、理事会において議決する前に、弁明の機会を与えなければならない。

第4章 監 査

(監 事)

第9条 本会に監事を置き、監査に関する職務を遂行する。

- (1) 監事は、2名とし任期は2年とする。
- (2) 監事は、本会の会計監査を行う。
- (3) 監事は、役員会で推薦し、総会で承認を得る。

第5章 会 議

(総 会)

第10条 総会は、役員、理事及び監事で構成し、年1回開催する。

- 2 総会は、会長が召集し、議長となり予算、決算、事業計画及び重要事項等を審議し決定する。
- (理事会)

第11条 理事会は、会長が招集し、会長が議長となり審議する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・会計で構成する。

2 会長が必要と認めた場合は、各委員会の正副委員長に対し出席を要請することができる。

3 役員会は、会長が召集し、本会の方針、指針等の企画・立案を行うと共に各会議等への提案事項等の内容を審議する。

(議 決)

第13条 各会議は、構成員の過半数の出席を以て成立し、議決は出席者の過半数を以て決し、可否同数の時は、議長がこれを決定する。

第6章 委 員 会

(委員会)

第14条 本会の目的達成のため、理事によって構成する下記の委員会を置くことができる。

また、特に会長が必要と認めた場合は、別に委員会を設けることができる。

2 委員会の構成・役割は、次のとおりとする。

(1) 構成

研 修 委 員 会：委員長、副委員長 各1名、委員 若干名

広 報 委 員 会：委員長、副委員長 各1名、委員 若干名

表 彰 委 員 会：委員長、副委員長 各1名、委員 若干名

役員選考委員会：委員長、副委員長 各1名、委員 若干名

(2) 役割

研 修 委 員 会：本会の研修事業全般の企画立案と実施主管

広 報 委 員 会：機関紙の発行、本会のPR、広報活動全般

表 彰 委 員 会：本会の功労・功績表彰対象者の選出

役員選考委員会：役員の推薦

第7章 地域協議会

(地域協議会)

第15条 本会に各郡市区町村を単位とした地域協議会を置く。

2 地域協議会の運営等に関することは、次のとおりとする。

(1) 地域協議会は、単独もしくは隣接する複数の郡市区町村の会員で構成する。

(2) 地域協議会会長は、各地域会員の互選により選出し理事として登録する。

(3) 地域協議会は、各地域独自による活動をする。

(4) 活動費用は、各地域協議会の会費を以て賄うものとする。

第8章 種目別部会

(種目別部会)

第16条 本会に各競技種目を単位とした種目別部会を置く。

2 種目別部会の運営等に関することは、次のとおりとする。

(1) 部会長は、各部会会員の互選により選出し理事として登録する。

(2) 部会は、部会長が招集し部会活動を決定運営する。

(3) 活動費は、各部会の会費で賄うものとする。

第9章 事 務 局

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するために、神奈川県スポーツ協会内に事務局を置く。

2 事務局の構成等については、次のとおりとする。

(1) 事務局に、事務局長・事務局員を置く。

(2) 事務局及び事務局員に関することは、別に定める。

第10章 顧問

(顧問)

第18条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問の選任等については、次のとおりとする。

(1) 顧問は、会長が推薦し総会で承認を得る。

(2) 顧問は、会長の要請により、本会の会議等に出席することができる。

第11章 会計

(収入)

第19条 本会の運営は、会費・交付金・助成金・寄付金などを以てこれに充てる。

2 会費については、別に定める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第12章 表彰及びその他

(表彰)

第21条 本会員の功労者と功績者の表彰は、別に定める。

(会則等の変更)

第22条 本会則は、総会の議決を得た後、神奈川県スポーツ協会生涯スポーツ委員会の承諾を受けて変更することができる。

(補則)

第23条 本会則の細則は、別に定める。

附 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年7月13日から一部改正施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月20日から一部改正施行する。

附 則

この会則は、公益財団法人神奈川県体育協会の設立の登記日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この会則は、平成24年7月25日から一部改正施行する。

附則

この会則は、公益財団法人神奈川県スポーツ協会の設立の登記日(令和2年4月1日)から施行する。